

子ども・子育て会議	
資料 No. 3	H27, 3, 25

平成 27 年度利用者負担額（保育所）について

先の会議で提案させて頂きました利用者負担額については、国の基準通知が未発出であることや、ご理解頂くための周知期間が十分に設けられないなど、実施に向けての課題が残っております。

つきましては、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向けて、現行と同じ水準での利用者負担額となるよう、別紙のとおり検討を進めておりますことをご報告いたします。

1 基本的な考え方

前回提案から変更せず、次のとおりとします。

- (1) 1号認定子ども(私立幼稚園利用者)については、基準を新たに設ける必要があり、国の利用者負担額のイメージを基本として決定する。
- (2) 2号認定子ども・3号認定子どもの保育料については、現行制度の利用者負担額と整合性がとれるように設定する。
- (3) 2号認定子ども・3号認定子どもの保育料については、保育標準時間・保育短時間の区分を設定する。
- (4) 階層区分を算定する際の所得基準を、市町村民税額とする。
- (5) 認定区分ごとに、施設・事業の種別を問わず同一の利用者負担額とする。

2 変更した内容

今回、ご報告させて頂く利用者負担額等は、別紙資料1のとおり。

なお、平成27年3月議会において可決された条例により、利用者負担額等の徴収根拠及び上限額を定め、具体的な金額は、規則（別紙資料2）において規定することとしております。